

## 論 説

# 「大学の自治」と憲法院

## — 「大学の自由と責任に関する法律」判決を契機として

今 関 源 成

はじめに

- 1 2010年憲法院判決 (Décision n° 2010-20/21 QPC du 06 août 2010)
- 2 「教授の独立」と2010年判決
- 3 LRU 法と大学の自治：二つの「大学の自治」
- 4 憲法院の劣化

終わりに

はじめに

「大学の自由と責任に関する法律」(Loi n° 2007-1199 du 10 août 2010 relative aux libertés et responsabilités des universités. 以下、LRU 法という。2009年1月1日施行)は、サルコジが2007年大統領選挙に当選後、政権の目玉政策として成立させた法律である。改革の対象となる大学人との事前の調整を欠き、拙速に制定された法律は、「大学の自治」を掲げた改革ではあったが、国から個別大学への人事、財政権限の委譲と、それに伴う学長権限強化を基本的内容とするもので、本来の大学の自治の理念とは相容れない内容を有し、憲法院1984年判決が憲法的価値を認めた「教授の独立」原則に違背する疑いの濃厚なものがあった。しかし、可決成立が夏のバカンス<sup>(1)</sup>に入っていたためか、政治階級は憲法院に提訴を行い事前審査の枠内でそ

の違憲性を争おうとすることはなかった。

2009年4月にLRU法の適用のために大学教員の身分規定を定めるデクレ (décret n° 2009-460 du 23 avril 2009 modifiant le décret n° 1984-431 du 6 juin 1984) が制定されるが、このデクレ案の策定を契機として大学教員の大規模な反対運動が2009年2月から6月頃までの長期にわたって展開されることになる。大学改革は従来もそれが試みられるたびに紛争の火種となってきたが、今回は68年5月革命を超える動員が行われたともいわれるほど、<sup>(2)</sup> 右左を問わず多くの大学教員を巻き込み、ストライキという強行手段も行使した未曾有の反対闘争に展開した。これまで運動には距離を置いてきた法学系の教員も今回の闘争には積極的に<sup>(3)</sup> 関わったという。

かねてからLRU法に批判的な公法学者らは、LRU法の実施にかかる2008年4月10日デクレ (人事選考委員会に関する) と2009年4月23日デクレ (教員研究者の地位に関する) の<sup>(4)</sup> 取消しを求める2つの行政訴訟をコンセイユ・デタに提起した。そしてその訴訟において、2010年3月1日から施行された優先的憲法問題<sup>(5)</sup> の手続きを利用して、1984年憲法院判決<sup>(6)</sup> の打ち立てた「教授の独立」原則に依拠してLRU法の違憲性を憲法院に認めさせようとした。

しかし折しも、2010年3月の憲法院メンバーの更新に当たって、サルコジをはじめとする保守系の任命権者は、それぞれの政治的思惑に基づいて年老いた男性政治家を憲法院に送り込み、「政治的経歴の最後を飾る男性老人クラブ」<sup>(7)</sup> と揶揄されたように、憲法院をかつての政治機関へ回帰させようとしているかのようであった。LRU法を制定した政治勢力によって任命され、自らもその制定にかかわった前政治家をメンバーとして迎え入れた<sup>(8)</sup> 憲法院は、一つの規定について合憲限定解釈を付したものの、公法学者の違憲の申立てを一蹴し、LRU法の合憲性を確認した。任命権者に対する「忘恩の義務 (devoir d'ingratitude)」<sup>(9)</sup> は顧みられることはなく、むしろ任命権者の期待に応えるかのような判断を下した。LRU法判決は政治家出身メンバーの関与によって、法律の制定者が当該法律の合憲性の裁定

者となる不合理を可視化してしまい、憲法院の正統性に大きな疑問符を投げかけるものとなった。<sup>(10)</sup>

今日では、憲法院メンバーに憲法学者は含まれていない<sup>(11)</sup>。もはやヴェルモ、リュシェールも、ロベールもないのである。高名な憲法学者の学問的権威の後ろ盾を憲法院は失っている。本件との関係では、それは大学人もいないという二重の意味で、大学の自治に関わる法律の合憲性を判断するにふさわしい専門家が憲法院には不在だということを意味する。提訴者である公法学者らの主張は認められなかったが、専門家である提訴者の見解を否定したのは、大学についての認識を欠き、大学人にとっての自由・自治の意義を理解せず、憲法について専門的知見を持ち合わせているわけでもない政治家たちが集う「老人クラブ」である。

制度発足間もない1960年代の憲法院も政治家の隠居所と揶揄され、その存在意義が認められることもなく、それに対して憲法院自身正統性を主張することもできなかった。いくつかの画期を経て1980年代以降は、曲折はあるものの、人権保障機関、政権交代の保障者として認知され、法治国家論という正当化イデオロギーを獲得することによって、憲法院はフランスの政治システムの中で憲法裁判所として確固とした地位を築いてきたように思われていた。しかし、事後審査制が二度の改革の挫折の後に優先的憲法問題という形で導入され、裁判機関化という積年の夢を実現した今、皮肉にも憲法院は「老人クラブ」といった不名誉なレッテルを再び貼られ、その政治性を改めて批判されている。本来なら、これは憲法院にとってかなり深刻に受け止めなければならない事態であろう。

本件行政訴訟の原告の一人でもあるボーによれば、「大学の自由と責任に関する法律」はフランスの大学の歴史に「消しがたい汚点」<sup>(12)</sup>として残るであろう法律であり、2010年憲法院判決は法的な註釈には値しない顕著な政治性をもった判決である。<sup>(13)</sup>

本稿では、この憲法院判決を糸口に、優先的憲法問題の施行直後の憲法院と、フランスにおける大学の自治の現在に関して若干の考察を行うこと

としたい。

## 1 2010年憲法院判決 (Décision n° 2010-20/21 QPC du 06 août 2010)<sup>(14)</sup>

本件で問題となったのは、LRU 法<sup>(15)</sup>が定める大学教員の任用手続、および大学教員の業務上の義務の配分（教育と研究、学内行政等その他業務の間での配分）について個別大学学長の決定権限を認める規定の合憲性である。本稿では、「教授の独立」原則<sup>(16)</sup>に関係する限りで判決の内容を紹介する。

### ① 教員研究者の任用手続

違憲審査の対象となった教員研究者 (enseignant-chercheur) の任用手続の仕組みは、次のようなものである。

各大学に設置される「選考委員会 (comité de sélection)」が審査を行った後、理由を付した答申を特別管理評議会<sup>(17)</sup>に提出し、人事の決定権限を有する特別管理評議会が一人の候補者、または優先順位を付した候補者リストを所管大臣に提出する（教育法典 L. 952-6-1 条）。

選考委員会は、特別管理評議会の議決によって人事ごとに設置されるアド・ホックな委員会であり、任用対象の職位と同等以上の職位にある教員研究者と、少なくとも半数の外部委員（職位の条件は同じ）から構成される。選考委員は、「学術評議会 (conseil scientifique)」の意見を聴いた後、学長の提案に基いて特別管理評議会において決定される。選考委員の過半数は当該専門領域の専門家の中から学識 (compétences) を基準に選択されなければならない。

学長は、この委員の提案権に加えて、選考委員会の審査結果を特別管理評議会に伝達する際に反対意見を付すことができるとされ、教員研究者の人事に関して拒否権を有する。学長の反対意見があると、特別管理評議会はそれに拘束されるのである（同 L712-2 条）。

優先的憲法問題を提起した申立人らは、この手続が1984年憲法院判決の認める「教授の独立」原則に反すると主張した。人事の決定権限を有する特別管理評議会の構成が、教授職の人事を行う際に教授だけに限定されると明示されていない（教授人事に助教授（*maître de conférences*）が関与することが排除されていない）点、学長に選考委員会メンバーを提案する権限が認められる点、選考委員会（専門領域を同じくする専門家からなる委員会）の判断が学長の拒否権の発動により覆される可能性がある点が、「教授の独立」の基本的内容をなす「同輩による同輩の選択（*cooptation par les pairs*）」の要請に反して違憲であるというのである。

これに対して憲法院は次のように応えた（付記した番号は判決理由に付記されている段落番号である）。

まず、憲法院が本件の準拠規範とした「教員研究者の独立」原則の規範内容について、次のように敷衍した。

6「教員研究者の独立の保障は、共和国の諸法律によって承認された基本原則から帰結する。教員研究者の独立原則は、教授と助教授が、その同輩の選択に参加することを意味するが、選考手続に関与する者のすべてが、個々に、募集されている職位と少なくとも同等の職位にある教員研究者であることを要求するわけではない。」

次いで、選考委員会に関して、次のように述べる。

8「2007年8月10日の法律は大学の常設機関の権限、とりわけ学長の権限を強化した。しかしながら、選考委員会の構成に関して、学長は提案権を有するに過ぎない。学長は、この提案に当って、人物の職階と学識を考慮するとともに、当該大学の教員と、他大学において職務を執る教員との間のバランスを尊重しなければならない。したがって、学長提案権は、法律によって厳しく枠づけられている。選考委員会のメンバーの任命は管理評議会の専権に属する。」

10「選考委員会メンバーの任命を行う場合、大学管理評議会は教員研究者ないしそれに準じる者の中から選挙によって選ばれた代表者のみからなる

構成体として開催される。』

11「選考委員会は、候補者の学問的業績を評価するが、募集された職位と少なくとも同等の職位にある教員研究者ないしそれに準じる者から構成され、少なくともその半数は当該大学以外の者である。選考委員会メンバーはその学識に基づいて、当該学問領域の専門家の中からその過半数が選ばれる。」

12「各選考委員会は、候補者全員に関する、理由を付した単一の答申という形式で、採用予定者のリストを作成する。立法者は、かくして、選考を行う責任を選考委員会に委ねようとしたのであり、管理評議会が、選考委員会の選択しなかった候補者の任命を高等教育担当大臣に提案することを禁止している。」

14「これらの条件においては、違憲の申立ての対象となっている条項は、…教授・助教授を同輩の選択に関与させるものであるので、したがって教員研究者の独立という憲法原則を侵害することもない。」

このように述べて、憲法院は、選考委員会の答申の管理評議会による尊重が立法者意思であり、選考委員会が実質的な人事決定権を有するという註釈を施して、教員研究者の独立原則、すなわち同輩による同輩の選択という原則が侵害されていないとする。

これに対して学長拒否権については、明示的に解釈指示を示すことによって一定の限定を憲法上の要請として提示した。

16「教員研究者の独立原則は、学長が大学行政とは無関係な理由、とりわけ、選考の結果選ばれた候補者の学問的評価を、その判断の根拠とすることを禁ずるものである。この留保の下に、学長の『拒否権』は、教員研究者の任用、異動及び出向に関して、教員研究者の独立原則を侵害しない。」

## ② 教員研究者の地位

「大学の自治」を掲げる LRU 法は、各大学の予算と人事管理に関する権限を拡大する機会を提供している。これは大学の申請に基づいて、予算

担当大臣、高等教育担当大臣の共同アレテによる承認を条件としてなされるものである。この制度を利用すると、教育と研究、その他業務（「知識の普及と、経済、社会、文化との連携」、「国際協力」、「当該施設（大学）の行政と管理」）の間における大学教員の業務上の義務の配分に関して、各大学の管理評議会が基本原則を定めて、それに基づいて学長が個々の教員の業務の分担割合を変更すること（modulation 変形業務制）ができるようになる（教育法典 L. 954-1 条）。これは、教員研究者を教員評価に基づいて選別し、教育の担い手と研究の担い手を分化させる仕組みである。大学に教育と研究の分離をもたらし、国家公務員である大学教員の処遇を個別大学の学長が決定できるとする点で大学教員制度の根幹にかかわる重大問題であるが、憲法院は次のような判断をただけであった。

21 「…いずれにしろ、L954-1 条は、管理評議会に認められる権限が、『適用される身分規定の条項を尊重して』行使されると定めている。これらの条項は、公務員の一般身分規定、およびコンセイユ・デタの議を経たデクレの規定する教員研究者の身分に関する特別規定から帰結するものである。したがって、管理評議会のかかる権限は、それ自体で、教員研究者の独立原則…を侵害するものではない。」

当該規定が「教員研究者の独立」原則を侵害せず合憲とされる理由は、この管理評議会権限が国家公務員である大学教員の身分にかかわる既存の法制度を尊重して行使されると法律（教育法典 L. 952-3 条）が定めていることによるというほど簡潔なものである。

## 2 「教授の独立」と2010年判決

フランスにおける大学の自治に関する憲法原則は、1984年に憲法院が「共和国の諸法律によって承認された基本原則」として承認した「教授の独立」である。これは、当時憲法院のメンバーであった高名な公法学者である G. ヴェデルの手になる判決とされ、「教授の独立」原則の憲法原則化は

彼が憲法学者として、また大学人として尽力した結果であるとされている。「教授の独立」は、大学教授のみが国家公務員であっても国会議員との兼職を許されるという兼職禁止に関する大学教授の特例的扱いに基礎をおくものである。政治的職務との兼任を認めても職務遂行には支障がないと考えられる程、大学教授はその独立性について信頼され、また大学教授の職務はそのような独立性を不可欠の条件とすると考えられているのである。その内容は、1984年判決では理事選挙の選挙人団の構成における「大学教授の固有の、代表の名に値する代表 (représentation propre et authentique des professeurs d'université)」の保障、具体的には助教授と区別された独自の選挙人団の構成を要求するものであった。伝統的には、同輩による新規メンバーの選考、メンバーシップの決定における職団の自治が、<sup>(18)</sup>「教授の独立」の基本的な内容をなすものと考えられてきた。

2010年判決は、この「教授の独立」原則の延長にある「教員研究者の独立」という原則に基づき判断を行っている。しかし、本判決で憲法原則とされる「教員研究者の独立」の具体的な規範内容は非常に稀薄である。1984年判決の「教授の独立」原則を適用すれば違憲の判断に至ったはずだという見解も示されているが、この憲法原則の規範内容の稀釈により申立人の主張をすべて否定してLRU法の合憲性を確認することが可能となった。<sup>(19)</sup>管理評議会の人事決定権と学長拒否権については限定解釈が施され、一定の配慮はなされているが、むしろその配慮の政治性が指摘されている。

### ① 「教授の独立」と「教員研究者の独立」

限定解釈を付された事項以外では「教授の独立」原則違反の主張は、理由らしい理由もなく合憲とされている。

教授人事に教授以外の職位にある者(助教授)がかかわってはならないという点が法律に明示されていないという主張は、まさに助教授に対する教授の独立性を擁護した1984年判決の立場からすれば、管理評議会構成に

における教授の比率の低下という現実<sup>(20)</sup>もあり、かなり重大な問題である。1984年判決は、管理評議会選挙の選挙人団の構成において教授に「固有の、代表の名に値する代表」を保障し、助教授とは別個の選挙人団を構成することを「教授の独立」原則の内容とした。その考え方からすれば、助教授の関与を排除して教授による新任教授の選択を保障することこそ「教授の独立」の要請ということになる。しかし、憲法院は「教員研究者の独立」を準拠規範とすることで教授と助教授の区別を相対化してしまっているので、この点は問題として把握されず、すべての者が教授である必要はないと簡単に断言できてしまうのである。1984年判決の「教授の独立」と2010年判決における「教員研究者の独立」との間にはその内容に大きな隔たりがあり、「教授の独立」原則は、2010年判決によって実質的に破棄された<sup>(21)</sup>といっよい。

教員研究者の採用における管理評議会の決定権は、専門領域を同じくする専門家が過半数を占める選考委員会の結論（理由を付した順位付きのリスト）が覆される可能性を残す仕組みであるが、それも「教員研究者の独立」の憲法原則を侵害するものとはされなかった。選考委員会の提出したリストに掲載されていない者を管理評議会が大臣に推薦することはできないというのが立法者意思であるという註釈を憲法院は付したものの、管理評議会は決定権を有する以上、選考委員会の結論を全面的に否定することも、リストの順位を変更して低位の者を大臣へ推薦することもできる<sup>(22)</sup>。そうであれば、この憲法院の註釈にはほとんど意味がない。

管理評議会は、大学の総合大学化、学際化が進められて<sup>(23)</sup>いるにもかかわらず、その定員が縮小されているために専門分野ごとの代表を欠いた存在となっている。この構成体に人事の実質的な決定権を認めることは、選考対象者の教育・研究を判断する能力を欠いた専門外の人間が、業績審査等に関わるわけでもなく確たる根拠なしに専門家による学術的判断を否定することを認めることに帰着する。LRU法は、自大学優先人事（localisme）の否定を目的とするとされるが、むしろ学術的基準に基づかない人事の余

地を認める仕組みをとっていること<sup>(24)</sup>になる。

これに関して、憲法院の付した註釈は、LRU 法の立法者意思、その運用を委ねられた行政当局の解釈に反するものであるという指摘もなされている。憲法院の言に反して、管理評議会が人事の決定主体であり、選考委員会のリストアップしていない者を大臣に推薦する権限も有するというのが立法者・行政当局の意思であったのに、憲法院判決とそれに追従するコンセイユ・デタ判決<sup>(25)</sup>によって、実質的人事決定権を選考委員会に帰属させるという立法者意思が恣意的に捏造され、法律の意味が書き換えられてしまっている、そうであるとすれば、そのような恣意的な限定解釈で対応すべきではなく、端的に違憲判断をすべきではなかったかという見解<sup>(26)</sup>がある。

選考委員会メンバーについても、学術評議会の意見を聴いたうえで学長が提案権を有し、管理評議会がそれを決定することになっているが、本来的に学長も管理評議会も選考委員会メンバーを選択する学識を持ちえない以上、学術評議会以外に選考委員を実質的に決定することはできないはずであるが、この点も憲法院は問題としなかった。

唯一、法律に対する明示的な留保が示されたのは、人事に関する学長拒否権に対する限定解釈である。専門領域を同じくする専門家からなる選考委員会の学術的基準に基づく判断を、教授資格を持たないこともあり、また当該人事の対象者と同じ学問領域を専攻している専門家でもない可能性のある学長が否定できる仕組みは、「教授の独立」の基本的な内容をなす、同輩による同輩の選択という原則を正面から否定するものである。憲法院は、これに対して、学長拒否権の行使が学術的な評価に関わる理由によることはできないという限定解釈を施した。これは一見すると有意的に見える。しかし、そもそも学長を大学行政のトップと位置づけ、それが専門家の学術的判断を「大学行政上の理由」によって拒否できるとする点で、「教授の独立」原則の前提とする大学像（上下関係のない学問的共同体）とはかなり異なった前提に立っている。また、「大学行政上の理由」による

正当な拒否とはいかなるものか、それと「学術的な評価」による拒否との境界は曖昧にならざるを得ないのではないかといった疑問も提示されている<sup>(27)</sup>。しかも、この限定はすでに行政裁判においてコンセイユ・デタが認めている内容を再確認したに過ぎず、新たな規範を定立したわけではない<sup>(28)</sup>ともいわれる。このような点を考慮すると、限定解釈は憲法院の違憲審査機関、人権保障機関としてのアリバイとして述べられたものにすぎないと評価することも可能である。

組合運動の活動家や教授資格を持たない者が選出されることもあり、学長が専門分野で傑出した学識を認められているわけでもないという現実や、管理評議会がその選挙制度ゆえに組合の影響下に置かれているという実態があるなかで、LRU法の人事任用システムがいかなる帰結をもたらすか、懸念のあるところである。

いずれにしろ、当該専門領域の専門家からなる選考委員会の結論が学長の拒否権によって否定され、あるいは選考委員会の提出する順位をつけたリストから管理評議会が第1順位でない者を選べる仕組みは、人事における専門家集団の学術的判断を否定する論理を正面から認めるものであり、学術的基準に基づく同輩による将来の同輩の選択という大学人事の本来のあり方に反するものである。

## ② 教育と研究

変形業務制に関して、憲法院は簡単な合憲判断しかしていない（前記判決理由21段参照）。しかし、国家公務員である大学教員の処遇について個別大学の学長が決定できる制度は、大学教員を「大学の被用者」<sup>(29)</sup>扱いし、学長に対する従属性という上下関係を大学に持ち込むとともに、教員の身分保障を弱める可能性を持つなど問題の多い制度である。

教員研究者が教育にあてるべき時間は、講義であれば年間128時間（演習であれば、192時間）と定められており、研究にもこれと同等の時間を割くことが要求されるが、この1対1の割合を、管理評議会による原則の決

定と本人の同意を条件に学長が変更できるとする制度によって、実際には、研究について評価の低い教員研究者の教育負担を増やし、それで浮く教育負担を研究に優れた教員研究者に免除して研究に専念させ、手当の付与と合わせて、大学の対外的評価を高めるような研究業績を産出させることが想定されている。これによって、教育に専念する教員と研究に専心する教員とが分化し、大学の中に研究者教員と教育用教員の分業体制が成立する可能性がでてくる。<sup>(30)</sup> 研究を前提にして初めて教育も可能となるという観念からすれば、この分業は大学教育のあり方を本質的に変更するものである。また、これは研究への低い評価に対するいわば懲罰として教育負担を利用する仕組みであり、教育の軽視<sup>(32)</sup>と教育負担の増大<sup>(33)</sup>をもたらすものとして強い批判を受けている。

教育的公役務の担い手である教員研究者が学長の指揮の下におかれ、教員間には差別が持ち込まれ、上下関係のない同輩からなる学問的共同体としての大学のあり方は、この変形業務制の導入によって全面的に否定されることになる。このように変質した大学において、従来、学問の自由によって実現しようとしてきたものよりも充実した教育が担保され、優れた研究成果が生み出されていくのであろうか。

LRU 法は「大学の自治」を標榜したが、サルコジの大学改革の最終的な目標は、学長を中心とするトップダウンのガバナンスによって企業のような経済効率を実現しつつ、国際的な大学ランキングにおける順位の上昇を図ることであった。変形業務制はその象徴的な制度である。グローバル化の中の経済効率至上主義をストレートに大学に反映させようとする改革に、大学が大学ではなくなるという危機意識をもって大学人が激しく抵抗したのは当然であった。学問を学問として成立させ、教育の質を高めることができるのは、学問の論理以外の束縛から解放されて自由な教育・研究活動を行う大学人においてない。大学教員にとって学問の自由と教授(教員研究者)の独立は、自己の職責遂行の不可欠の前提をなすのである。<sup>(34)</sup><sup>(35)</sup>

かし、このような大学の理念は今日では放棄され、異質な理念への転換が図られつつある。LRU法がそのあからさまな表明であるにもかかわらず、古典的な大学の自治を体現する「教授の独立」という先例を放棄して、憲法院がそれを合憲としたことは大学人にとって深刻な問題である。

本判決は「教員研究者の独立」という表現を用いて憲法院の先例に則っているかのような体裁をとるが、そこにおける1984年判決の「教授の独立」原則の規範内容の稀薄化は著しい。1984年判決が助教授に対する教授独自の代表の確保を要求し、大学を党派と組合の影響から守ろうとしたのに対して、本判決は、その教授と助教授の区別を相対化することによって、実は専門家による学術的判断を非学術的な考慮によって否定する道を切り拓いている。実質的には「教授の独立」のすべてが相対化され、その規範的射程は大幅に縮減された。それゆえに、本判決は実質的には判例変更であり、それによって「教授の独立」が骨抜きに<sup>(36)</sup>され、さらには「消滅」<sup>(37)</sup>したという厳しい評価の対象とされるのである。

### 3 LRU法と大学の自治：二つの「大学の自治」

LRU法は、「大学の自治」を理念として掲げる大学改革法である。国から一定の予算、人事権限が各大学に委譲され、大学が運営と人事に関して一定の自律性を獲得する機会を与えられたのは確かである。それは「分権化 (décentralisation)」とも呼ばれるが、権限分散 (déconcentration) の枠内で大学運営における個別大学の裁量を多少拡大するに過ぎず、所詮は国の掌の上で「自由に」踊ることを各大学に認めるような欺瞞的なものにすぎない。<sup>(38)</sup>国が高等教育政策の決定権を有することには変わりはなく、教員の人数枠も国が定めるのである。実際、LRU法と同時に大学教員のポストの大幅な削減が提案されていたことを思えば、その「大学の自治」の内実は多寡が知れたものである。大学は「自律しているが、従属している (autonome et dépendante)」<sup>(39)</sup>】。

他方、この「大学の自治」の代償は大学内の意思決定過程の根本的な変更であった。国から委譲された権限を行使する大学学長の権限強化による大学のガバナンスのトップダウン化 (présidentialisation と呼ばれる) である。これは、教授自治を中核とするヒエラルヒーのない自由な学問の府という大学のアイデンティティーとは相いれず、むしろ伝統的な共和主義的大学の自治論を全面的に覆そうとするものであって、大学にとっては自治の放棄という非常に高い代償となった。

LRU 法のもたらす大学のカリキュアを示せば、次のようなものであろう。国際的な大学ランキングの順位を上げるために大学は大規模化され総合大学となり、学際化が進む。教授資格を有せず教育・研究経験も乏しい学長がトップに就き、強力な権限を振り、企業と同じように効率的に教育研究事業を運営しようとする。決定の迅速性から規模が縮小され、ローカリズム防止のために半数以上が外部委員である管理評議会が大学の重要問題について最終的な決定権を有するが、管理評議会は組合や政党の影響下におかれ外部からの圧力にさらされている。他方、総合大学化によって教授団の規模は大きくなり、学際化によって教授団は多様化しているにもかかわらず、教員は定員減となった管理評議会に十分な代表を持つことができない。まして各専門分野がそれぞれ代表を送り込むことなどでできず、管理評議会の構成は偏頗になっている。このような自治的な代表機関としての正統性に問題を抱え込んだ管理評議会と、経営的観点を意識した学長の組み合わせによって、大学の運営にかなり強い歪みが生じることになる。優秀な学生はグランゼコールを目指し、優秀な若手は教育負担を嫌い研究所に職を求め、大学人としての気概を持った教員もまた大学の変化に耐えきれず大学を去る。

「分権的」と評される LRU 法の「大学の自治」の内実は、大学の「集権的」ガバナンス、学長とそのプレーンによる寡頭制である (「大学への大学人の従属」<sup>(40)</sup>)。大学教員による自治は大幅な後退を強いられ、上下関係の存在しない学問的共同体における同輩による自治という伝統的な「大学の

自治」理解とは、言葉を除けば共通するところは何もない。学長の決定権限の拡張が、それだけで「大学の自治」とされるところが、サルコジによる大学改革の底の浅さを示している。人のできなかった大学改革を中身とは無関係にただやり遂げることを自己目的化したのがサルコジの改革である<sup>(41)</sup>といった手厳しい指摘もなされている。

LRU法の構想が分権を語る国家の下における大学の集権化であるとするれば、フランスの伝統的な考え方は中央集権的国家の下における自治的大学ということになる。

フランスでは、大学教員は国家公務員であり、法令上、公役務（service public）としての高等教育の担い手という特殊な地位をも考慮して、国家公務員かつ教育公務員としての強い身分保障を受ける。教員人事には、大学教員の職団が専門職集団として全国大学評議会（Conseil national de l'Université）に関与し、学術的観点から人事を決定する体制がとられ、問題は抱えていたものの、それによって大学教員の人事に関する自治が尊重されてきたことは疑いない。全国レベルで組織された教授の職団の関与による教員任用という「中央集権」と職団の自治とを結合した仕組みは、部分意思の実現（個別大学における教員の自大学出身者の採用、党派や組合の意向を反映した縁故採用など）を防ぐために採られたものである。中央集権によって大学教員の自治を保障し、学術的評価とは異質な要素の大学への混入を排除して、大学教員の職務の遂行に不可欠な学問の自由・独立を確保しようとする共和主義な構想に基づいている<sup>(42)</sup>。

中央集権的な「大学の自治」という一見矛盾する構造を支えるのは、大学教員の強い職業倫理と、高等教育における学問の自由の重要性<sup>(43)</sup>に対して理解を示す国家の度量である。週3時間の講義のために骨身を削る教授、<sup>(44)</sup>党派の立場や経済的利益を排除し学問の論理を大学に貫徹させようとする知的廉直性を自覚した教授団、高等教育と「学問の自由」の連関に理解を示し、教育と研究は外在的強制ではなく自由に委ねてこそ成立することを認識し、知に対する謙抑性を備えた国家、<sup>(45)</sup>これらが揃って初めて大学は大

学として成立し機能する。

実際には、ヴデルやリヴェロが牧歌的に想起する1968年以前の大学はもはや存在しない。当時も実在してはいなかった幻かもしれないが、1984年憲法院判決は共和主義的理念としての「大学の自治」というフランス的伝統の下に「共和国の諸法律によって承認された基本原則」として「教授の独立」原則を同定し、憲法原則化したのである。大学における教授の地位低下が著しいことは、以前から指摘されていたが、LRU法と本件憲法院判決によって、学問内在的な価値を象徴する「教授」の存在が大学においてさらに周縁化されたことは明らかである。憲法院は、独立した学問の府としての大学にとって重大な転換点となる判決を下した。しかし、そのような重大性に見合った判断内容であったのか、そして憲法院メンバーがそのような重大性を認識したうえで判決を下したのか、その点は疑わしい。

#### 4 憲法院の劣化

LRU法判決に関しては、その内容に対する批判だけでなく、憲法院自体のあり方に対する強い批判を呼び起こしている。「法治国家」の担い手、人権保障機関として期待された憲法院であるが、皮肉なことに、優先的憲法問題施行の年に、その政治機関性（裁判機関としての不適格性）、政治性に対する批判が再燃している。

##### 1) 議会公聴会におけるシャラッス発言

憲法院メンバーの任命に際して議会公聴会を行うとする2008年憲法改正を受け、組織法律の未整備な段階ではあったが、今回のメンバー更新に当たって2010年2月に非公式の公聴会<sup>(46)</sup>が実施された。そこでは、サルコジ大統領の指名したシャラッス<sup>(47)</sup> (Michel Charasse) が、LRU法をめぐる大学紛争を意識してか、「教授の独立」を憲法原則とした1984年の憲法院判決を「同業組合的」と評し、その実質的な判決起草者であるヴデルを非難

(48) した。憲法院メンバーにならんとする者が、憲法院の先例を公然と批判する異例の事態である。しかも、そのシャラッスが憲法院メンバーとして、優先的憲法問題によってLRU法の合憲性が問われ「教授の独立」原則の適用が問題となった本件の審理に参加したので、そのことは驚きをもって迎えられた。<sup>(49)</sup> 裁判の公正さの観点から、これに対して強い批判がある。

## 2) 任命の政治性

憲法院メンバーの3年毎の更新時に当たる2010年の任命においては、政治家が3人任命され、メディアでは、隠退間際の政治家の花道を飾る「老人クラブ」といった不名誉な呼称が復活した。任命権者（大統領、両院議長）は、憲法院メンバーの任命権を自分の政治的資源としてしか考えていないようである。高齢の政治的有力者の適当な配置場所の一つとして憲法院を政治的思惑によって利用しようとしている。今回は優先的憲法問題の施行を睨んで、これまで以上に法律家としての知見と憲法に関する見識を有する憲法裁判官が必要とされていたはずである。立法過程の最終段階という位置から、憲法院が法適用過程にも組み込まれ、具体的事件解決の前提として憲法判断を行う裁判機関となったことを任命権者がどれだけ考慮したのか、また、優先的憲法問題導入後の憲法院メンバーの適格性とは何かということに幾ばくかでも配慮したのか、疑問を呈さざるを得ない。このような人事ゆえに、法的推論としての妥当性を疑わせ、先例との整合性が辻褃合わせに過ぎず、憲法・人権価値への鋭敏さを欠いた本判決のような学界から痛烈な批判を受ける判決が出されてしまうのである。これでは憲法院は自己の正統性を自ら掘り崩して自壊してしまうのではなかろうか。

2007年3月にコリアールが退任して以来、ごく初期からずっと続いて来た憲法学者ないし公法学者の憲法院メンバーの存在は途切れて今日に至っている。<sup>(50)</sup> 判決当時も憲法院には学者はおらず、1984年にヴデルが「教授の独立」を憲法原則化したように、憲法的価値を法技術を駆使して実定法として具体化するような法解釈学的力業を行える者はいない。今日では、自

分たちは憲法裁判官として憲法判断を行なっていると思い込んでいながら、実は本件で「教授の独立」原則の核心を否定したように、従来の憲法院の築いた大いなる遺産を食い潰してしまいそうな政治家たちが、自らの政治性に無自覚に、裁判機関であるべき憲法院を占拠している状況である。

さらに、シュナペール (Dominique Schnapper, 社会学者・女性) が2010年3月に退任して以降、憲法院には学者が不在になった。これは、大学に対する理解者がいないということを意味する。ENA等のグランゼコル出身のエリートは、一般に大学に対して無理解に基づく厳しい視線を向けているようである<sup>(51)</sup>。本件では、学者の不在が判決の結論に大きな影を投げかけている。1984年判決自体、ヴェデルの他のメンバーへの働きかけが決定的影響を持ったと言われており、2010年夏の段階で憲法院に憲法学者が不在だったのは「大学の自治」にとって致命的であった。

### 3) 裁判官の回避・忌避

優先的憲法問題の導入後に、憲法院において裁判官回避・忌避が問題化している。たとえば、シラク(元大統領として当然の憲法院メンバー)のバリ市庁架空雇用事件にかかわって優先的憲法問題が提起された。シラクは当然審査に関わらないが、シラク大統領の下で閣僚であったり、シラクによって憲法院メンバーに任命された者などを、シラクとの関係を理由に除いていくと、憲法院の審理にかかわれるのは、大統領経験者を加えた11名の憲法院メンバーのうち最悪2名の女性メンバーしかないという事態が生じる可能性があった<sup>(52)</sup>。憲法院の審理には7名の参加が必要とされるので、その要件が満たされない状況である。憲法院にとっては幸いなことに、破毀院が優先的憲法問題を憲法院に移送することを認めなかったため事態は顕在化しなかったが、憲法院の制度の根底が揺らぐところであった。

ルモンドのブログによれば、2011年5月11日には憲法院のメンバー6人に対して忌避が申し立てられ、2人が審理から外れた例が伝えられてい

る。また、優先的憲法問題開始以来、2011年5月までの時点で16件の回避の事例があるということである。<sup>(53)</sup>

優先的憲法問題の導入によって法律施行後の市民の提訴による事後審査が行われるようになり、法律成立時の一回のみの抽象審査しか行われなかった時代とは異なる問題状況が生じてきている。具体的事件の存在を前提とした憲法判断を求められるようになった憲法院にとって、政治家出身者の任命自体が裁判機関として備えるべき公正さと矛盾するという事態である。政治家出身メンバーは、長年立法過程にかかわってきているために、事後的に法律の合憲性を審査する機関のメンバーとしては不適切である。法律制定者自らが法律の合憲性を事後審査するということでは裁判としての体をなさない。同様に、事後審査制の下では、元大統領が憲法院メンバーとして審査に関与することも、自分の政権の下で成立させた法律を今度は裁判官として審査することにつながってしまう。事前審査においては立法の最終段階として位置づけられる憲法院も、事後審査においては法適用の領域、紛争解決という裁判の領域に、その活動領域を移すことになるので、このような問題が生じるのは不可避である。

#### 4) 憲法院に対するコール (corps) の支配<sup>(54)</sup>

ポーによれば、優先的憲法問題によって事件が飛躍的に増大する中、以前にも増して憲法院事務総長がキーパーソン化してきている事が指摘されている。メンバーに実務法曹が少なく、憲法学者もおらず、審査期間が短という厳しい条件のなかで、政府との調整や、通常裁判所とのすり合わせなどを通じて、憲法院事務総長を中心としたエリートのネットワークが形成され、それが憲法院判決の実質的内容を規定していく可能性が高いという。歴代事務総長は一時期を除きコンセイユ・デタから選ばれているため、これは憲法院に対するコンセイユ・デタの支配、すなわち ENA 出身者の勢力圏の拡大につながっていく危険があると警告している。

## 終わりに

LRU 法と LRU 法判決は、大学という学問の論理の支配すべき世界と、憲法院という人権理念と法の論理が支配すべき世界に、政治が土足で踏み込んで、学問と法という独自の価値に奉仕する専門家の存在意義を否定しようとした事件である。結局、LRU 法判決によって、大学は「教授の独立」に基礎をおく共和主義の大学の理念からの決別を強いられ、憲法院自身は優先的憲法問題を扱う裁判機関としては不適格であるという烙印を押しされることになったように思われる。

大学教員の強い倫理と義務に裏打ちされた学問の自由・大学の自治は、コーポラティズムと名指され、時代遅れの幻想とされ、評価を媒介とした他律と業績主義にフランスの大学も席捲されている。大学教員の担うべき学問の価値は否定され、競争試験を勝ち残ってきたゼネラリストの官僚的エリートの経済効率性と結合した価値が大学をも支配しそうである。憲法院も、大学を知る憲法学者のメンバーの不在の中で政治化し、政治家とグランゼコール出身のエリートに支配され、大学に対する無理解を示した。

このような判決を下していると憲法院は、人権保障機関、法治国家の擁護者という 1980 年代以降やっと手に入れたアイデンティティを手放さざるをえないような正統性危機を迎えるのではないか。立憲主義を現実化しようとする志を持った傑出した憲法学者たちがメンバーとして加わることによって、人権保障機関、少なくとも政治的欲求と憲法規範との間の調整者として、憲法院はこれまで憲法秩序を維持する役割を果たすことができた。しかし、今やそうした憲法学者の努力が無に帰してしまいかねない状況にある。

政治的民主主義の論理が大学と憲法院、大学教授と裁判官、学問の論理と法の論理を覆ってしまうことの問題性が LRU 法と LRU 法判決では集約的に現れたように思われる。政治とは一線を画すべきこれらの制度と論

理を、その担い手たちはどのように再興していくべきなのだろうか。フランスの大学教員による抗議運動が今後どのように引き継がれていくのか、政治階級は政治の一元的支配の誘惑の前に踏みとどまれるのか、今後の展開に注目したい。

- (1) Mathieu Touzeil-Divina, A la recherche du principe perdu : L'indépendance des enseignants-chercheurs, *Petites affiches*, 5 mai 2011, N° 89, p. 47.
- (2) Ibidem.
- (3) O. Beaud, A. Caille, P. Encrenaz, M. Gauchet et F. Vatin, *Refonder l'université*, Ed. La Découverte, 2010, p. 81 et suiv.
- (4) 前者に関しては、申立人として J. Combacau, P. Delvolve, Y. Gaudemet, Y. Jégouzo, F. Sudre などが名を連ねており、後者にはポーがかかわっている。
- (5) とりあえず、今関「フランス憲法院への事後審査制導入——優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité」早稲田法学85巻3号（1）21頁以下参照。
- (6) Décision n° 83-165 DC du 24 janvier 1984, *Recueil des décisions du Conseil Constitutionnel*, 1984, p. 30. Cf., L. Favoreu et L. Philip, *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, Dalloz, 15<sup>éd.</sup>, 2009, p. 438. いまだ優先的憲法問題の施行前であったが、本書の評釈者は、施行後には「いかなる疑いもなく」違憲の申立てが法学者によってなされるだろうと予告している（p. 448）。
- (7) “Vieux club de mâles en fin de carrière politique”, *Le Monde*, le 2 mars 2010.
- (8) 本判決に関与した8人の憲法院メンバーの経歴は、政治家4人、官僚1人、破壊院院長、女性司法官、コンセイユ・デタ評定官である。官僚を入れると過半数が政治家という構成である。
- (9) ヴテルないシバダンテール（Robert Badinter. 元憲法院院長）の考案になる言葉で、自己の任命権者に対しても裁判官自身が独立性を守るべきことを要求する義務を意味する。
- (10) さらに政治家関与の問題性は、シラク前大統領の汚職事件にかかわっても指摘された（後述）。
- (11) 2007年に退任したコリアール（J.-Cl. Colliard : 社会党の国民議会議長 Fabius の任命）が最後の憲法学者である。
- (12) Olivier Beaud, Les libertés universitaires, in Ch. Fortier (dir.), *Université, universités*, Dalloz, coll. Thèmes & commentaires, 2010, p. 346. また、1984年サヴァリー法以来大学の被ってきた変化にかんがみても「大学の自由の破壊の追加的なステップ」（*ibid.*, p. 315）を印すものだと述べている。
- (13) O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon?* Dalloz, 2010, p. 329. ポー

- は、形式面では「無駄に饒舌で、条文の解釈があまりに頻繁に登場するが、驚くほど理由付けが不十分」で、要するに「短くあるべきところで長く、長くあるべきところで短い」判決であり、内容的には「大学の自由を、何としても合憲性を救済しなければならなかった LRU 法のために犠牲にした」判決だと酷評もしている (*ibid.*, pp. 288-9)。他方、ポーにとってヴェデルの存在によって生み出された1984年判決は「奇跡」である (*ibid.*, p. 329)。また、メルレは評釈のタイトルを「大学の自由の後退への憲法院の寄与」としてもよかったとしつつ、憲法院が、先例に従えば違憲判断を下さなければならなかったであろうところ、「法外的な理由」(警察留置違憲判決から一週間足らずで重要法律を立て続けに違憲と判断することを回避しようという政府への配慮、大学とは何かについての無知)によって違憲判断を回避したと述べ、その政治性を批判している (Fabrice Melleray, *Le Conseil constitutionnel au secours de la loi relative aux libertés et responsabilités des universités*, *Recueil Dalloz*, 14 oct. 2010, n° 35, pp. 2335-6)。
- (14) *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, 2010, p. 203. 憲法院公認の評釈として、[http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/201020\\_21QPCccc\\_20qpc.pdf](http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/201020_21QPCccc_20qpc.pdf) がある。*Les nouveaux cahiers du Conseil constitutionnel* (n° 30 (2011), *Dalloz*) には、判旨のごく簡単な摘要しか掲載されていない (p. 122)。
- (15) LRU 法の背景、概要に関する邦語文献として、大場淳「フランスの大学改革—サルコジ=フィヨン政権下での改革を中心に—」*大学論集第41集* (2009年度・広島大学高等教育研究開発センター) 59頁、鈴木尊紘「フランスにおける大学自由責任法」*外国の立法*247号30頁参照。
- (16) 平等原則違反の主張も行っているが、ここでは取り上げない。
- (17) 教員研究者等の中から選挙によって選出された代表者に構成員を限定した管理評議会の特別の構成体。ここでは便宜上、特別管理評議会と呼んでおく。通常管理評議会は、教員研究者ではない理事を含み、大学によって規模は異なるが、20人から30人の理事からなる構成体である。人事に関しては、教員研究者のみによる特別管理評議会に決定権限がある。
- (18) Cf., Y. Gaudemet, *Les bases constitutionnelles du droit universitaire*, *RD publ.* 2008, p. 684 et suiv. また、1984年判決について、組合の影響を強く受けている助教授の職団から教授の職団を切り離し、大学の政治化を防止しようとしたのが「教授の独立」の憲法原則化のすぐれて「政治的」な意義であるというポーの指摘がある (O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon? op. cit.*, pp. 125-131)。
- (19) Fleur Dargent, *Le Conseil constitutionnel de nouveau confronté aux libertés universitaires*, *Commentaire de la décision n° 2010-20/21 QPC du 6 août 2010*, M. Jean C. et autres (*Loi Université*), *JO du 7 août 2010*, p. 14615, *Revue française de droit constitutionnel*, n° 86 (2011), p. 286; O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon? op. cit.*, p. 303. また、優先的憲法問題を提起しなければ

- ば、本件行政訴訟でコンセイユ・デタが選考委員会に関するデクレを違法と判断する公算が大きかったという指摘もある (*ibid.*, pp. 314-5)。デクレの違法でなく法律の違憲を獲得しようとして優先的憲法問題に訴えた公法学者らの戦術は、憲法院の予測不能の立場変更によって藪蛇となった。
- (20) 60人構成の管理評議会に13人しか教授がいなくても教授の適正な代表が確保されているとした判決があるという (M. Touzeil-Divina, *A la recherche du principe perdu*, op. cit., pp. 48-9)。
- (21) マチューは端的に教授の独立原則の消滅をいう (Bertrand Mathieu, *De la disparition d'un principe constitutionnel: l'indépendance des professeurs d'université*, *JurisClasseur périodique, La semaine juridique, Ed. générale*, N° 36, 6 sept. 2010, p. 1602)。他の評釈も、教授の独立から助教授も含めた教員研究者の独立という定式に変わることによって、原則の適用範囲は拡張したが、その規範内容は稀薄化し、その核心が骨抜きにされたと評価している。逆に、判例の継続性を説くのは、憲法院による公式評釈である (*Les cahiers du Conseil constitutionnel*, n° 30, p. 5 et suiv. [http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/201020\\_21QPCccc\\_20qpc.pdf](http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/201020_21QPCccc_20qpc.pdf))。
- (22) Serge Slama, *Loi LRU: principe d'indépendance sans substance n'est que ruine...* (CC, n° 2010-20/21 QPC du 06 août 2010, J. COMBACAU et a., Collectif pour la défense de l'Université), <http://combatsdroitshomme.blog.lemonde.fr/2010/08/15/loi-lru-principe-dindependance-sans-substance-nest-que-ruine-cc-n%c2%b0-2010-2021-qpc-du-06-aout-2010-j-combacau-et-a-collectif-pour-la-defense-de-luniversite/>
- (23) エクサンプロバンス大学、ストラスブール大学の総合大学化により、法学系の単科大学がなくなるという。上海ランキングを上げるための方策として、実施された施策である。Jean Waline, *L'autonomie des universités: une bouteille à l'encre?* *RD publ.*, p. 1467.
- (24) O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon?* op. cit., p. 262.
- (25) CE 15 déc. 2010, Syndicat national de l'enseignement supérieur et autres, req. N° 316927, *AJDA*, 2010, p. 2454.
- (26) F. Melleray, *A la recherche des jurys de recrutement des enseignants-chercheurs. De la LRU à l'arrêt SNESUP-FSU et autre*, *AJDA*, 21 mars 2011, p. 539. 憲法院はこの註釈を付すことによって、明文違憲としないことで国を満足させ、他方、大学人には闘争の成果として悪しき改革に一定の歯止めをかけることができたことと運動を総括できる余地を与えて、八方丸く収まる政治的解決をはかったという評価を与えている (p. 541)。
- (27) F. Melleray, *Le Conseil constitutionnel au secours de la loi relative aux libertés et responsabilités des universités*, op. cit., p. 2338 ; F. Dargent, op. cit., p. 288.

- (28) M. Touziel-Divina, A la recherche du principe perdu, op. cit., p. 49, note (26).
- (29) O. Beaud, Pourquoi il faut refuser l'actuelle réforme du statut des universitaires, *Rev. MAUSS*, 2009, n° 33, p. 111 et suiv.
- (30) この要件は、大学人の抗議運動の成果である。当初は一方的な決定で業務割合の変更がなされることになっていた。
- (31) Pierre-François Fressoz, Les enseignants-chercheurs dans la loi liberté et responsabilité des universités, in *Terres du droit, Mélanges Y. Jégouzo*, Dalloz, 2009, pp. 322-3.
- (32) Antoine Coppolani, S'agit-il d'évaluation ou dévaluation des enseignants-chercheurs? *Le Monde*, 19 Février 2009.
- (33) テクレ案段階での批判であるが、cf., O. Beaud, Pourquoi il faut refuser l'actuelle réforme du statut des universitaires, op. cit., p. 98 et suiv. 変形業務制は教育負担増の「トロイの木馬」であるという (p. 104)。
- (34) Ibid., p. 116 et suiv. LRU 法と適用テクレ案は「大学の緩慢な死」をもたらすものであり、それが実現した暁には大学人は「退場」するしかないという覚悟を語っている。
- (35) Cf., Jean Rivero, Les droits et les obligations du professeur d'enseignement supérieur, *Rev. ens. sup.*, 1960, n° 3, pp. 128-33; Georges Vedel, Les libertés universitaires, *Rev. ens. sup.* 1960, n° 3, pp. 134-9.
- (36) O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon?* op. cit., p. 291 et suiv.
- (37) B. Mathieu, op. cit., p. 1602.
- (38) O. Beaud, Les libertés universitaires, op. cit., p. 319, note 17. Cf., Marcel Gauchet, Vers une «société de l'ignorance»? *Le Debat*, n° 156, sept.-oct. 2009, p. 155 et suiv.
- (39) O. Beaud, Pourquoi il faut refuser l'actuelle réforme du statut des universitaires, op. cit., p. 104.
- (40) Ibid., p. 109.
- (41) M. Gauchet, op. cit., p. 150.
- (42) G. Vedel, op. cit., p. 137.
- (43) Ibid., p. 139 (「いかなる特権も偉大な義務の別名であるのでなければ保持されない。」)。
- (44) J. Rivero, op. cit., p. 131. 当時は、大学教授の講義負担は年間75時間であった。Cf., Jean Morange, La liberté du professeur des facultés de droit, in *Le droit administratif : permanences et convergences. Mélanges en l'honneur de Jean-François Lachaume*, Dalloz, 2007, p. 760 et suiv.
- (45) J. Rivero, op. cit., p. 131.
- (46) 2010年2月24日実施。今回は組織法律の未整備のため非公式なものとして実施

されたので、表決はなされなかった。本来は、両院の委員会でヒヤリングの後に表決をとり、5分の3以上の反対があると人事は承認されない（憲法56条1項、13条4項参照）。

- (47) ミッテラン大統領当時の閣僚経験者であるが、2007年の大統領選挙の最中にサルコジ候補を自分が首長をする市庁舎で接受し、2008年には県会議長の選出の際、保守の候補を支持して社会党を除名された人物。今回、大統領選の功績を認められてか、党派性から超然とした国家元首を気取るサルコジに一本釣りされた。
- (48) 公聴会の議事録は、[http://www.assemblee-nationale.fr/13/cr-cloi/09-10/c0910046.asp#P6\\_717](http://www.assemblee-nationale.fr/13/cr-cloi/09-10/c0910046.asp#P6_717)
- (49) Cf., O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon? op. cit.*, p. 306 et suiv. M. Touzeil-Divina, *A la recherche du principe perdu*, op. cit., p. 47.
- (50) カサン、ワリーヌ、リュシェール、ゴケル、ヴデル、バグンテール、ロペール、ランスロ（任命順）といった一流の学者である。
- (51) この点はポーの強調するところである。O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon? op. cit.*, p. 317 et suiv.
- (52) Le Monde Blog, le 10 mars 2011, Le Conseil constitutionnel embarrassé par le cas Chirac, <http://libertes.blog.lemonde.fr/2011/03/10/le-conseil-constitutionnel-embarrasse-par-le-cas-chirac/>
- (53) Le Monde Blog, le 31 mai 2011, Premières demandes de récusation au Conseil constitutionnel, <http://libertes.blog.lemonde.fr/2011/05/31/premieres-demandes-de-recusation-au-conseil-constitutionnel/>
- (54) O. Beaud, *Les libertés universitaires à l'abandon? op. cit.*, p. 321 et suiv.